

第8章 廃棄物・資源循環

第1節 環境の状況

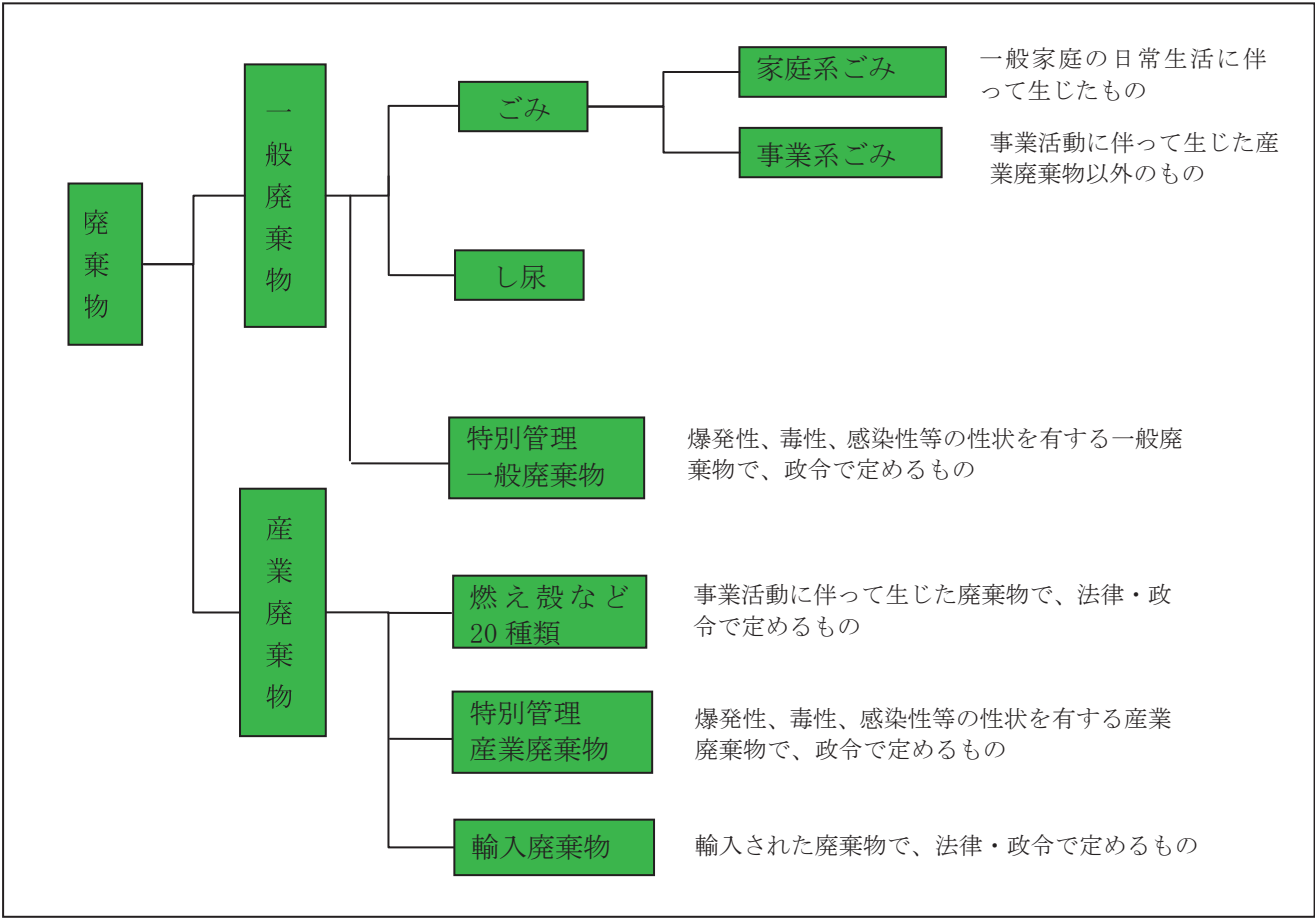
第2部
第8章

1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図 8-1-1）。

図 8-1-1 廃棄物の分類



2 一般廃棄物【資源循環推進課】

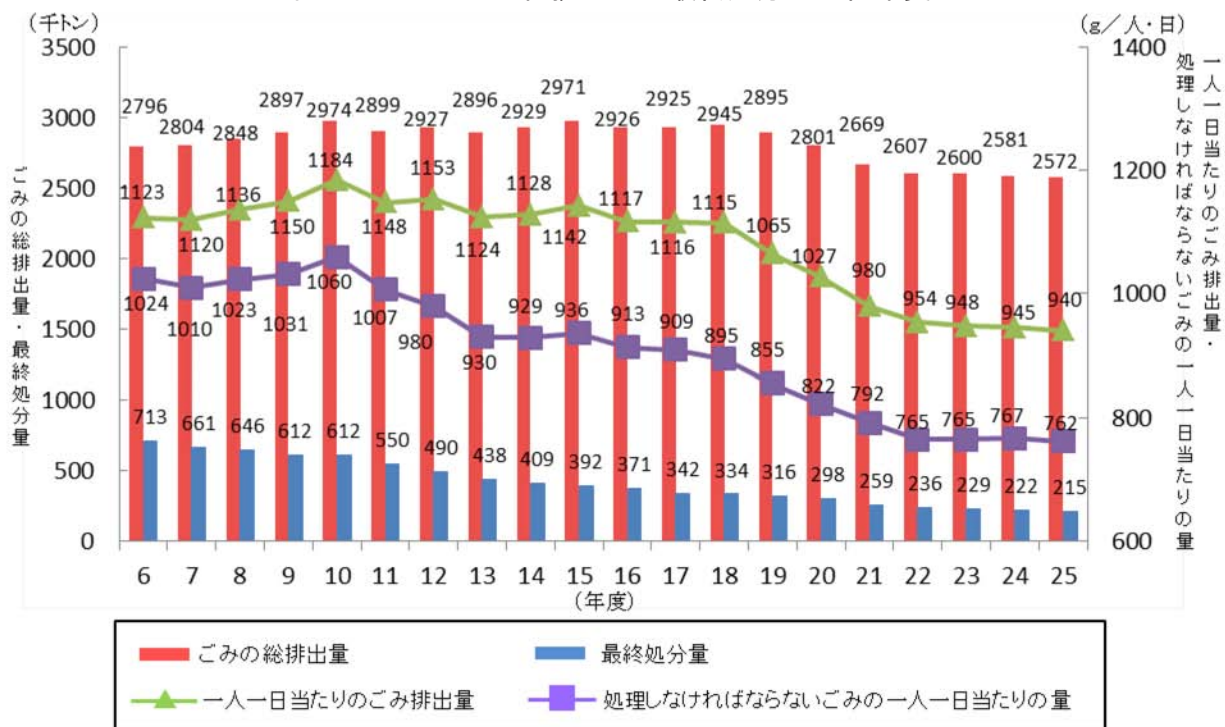
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

(1) ごみの処理

平成 25 年度における本県のごみの総排出量

(集団回収量を含む) は 257 万 2 千トンで、県民 1 人 1 日当たりに換算すると 940 g でした。ごみは焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は 21 万 5 千トンで、これは近年減少傾向にあります（図 8-1-2）。

図 8-1-2 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



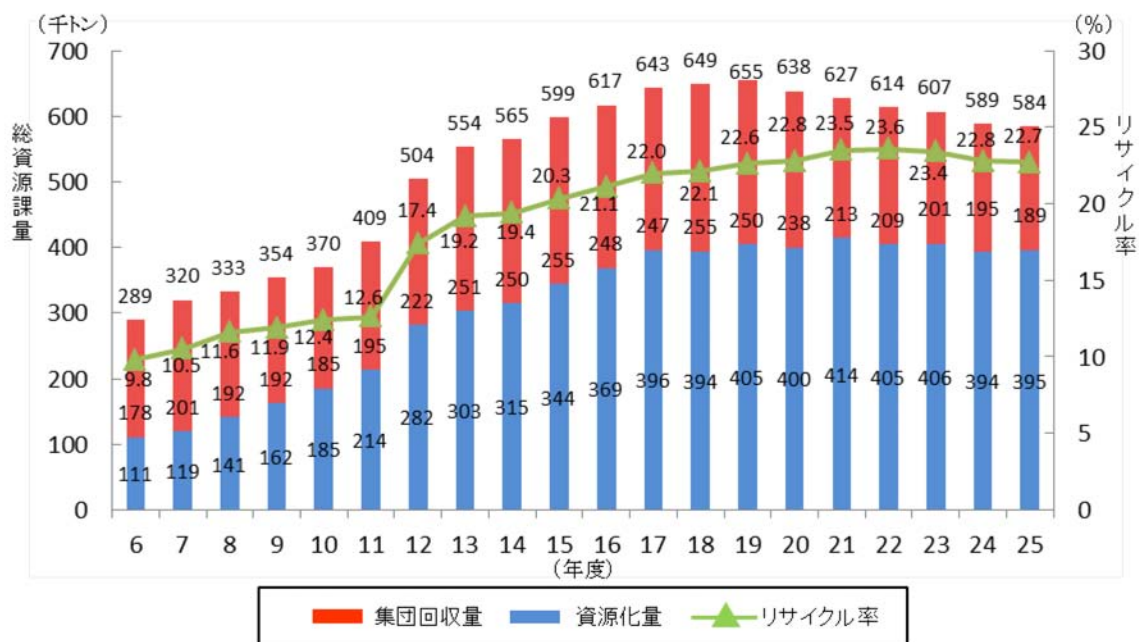
(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。
 (資料) 環境部調べ

(2) ごみの資源化

のリサイクル率は22.7%と前年に比べ0.1ポイント低下しています(図8-1-3)。

平成25年度の本県のごみの総資源化量は58万4千トンと前年に比べ5千トン減少し、ごみ

図 8-1-3 総資源化量とリサイクル率の経年変化



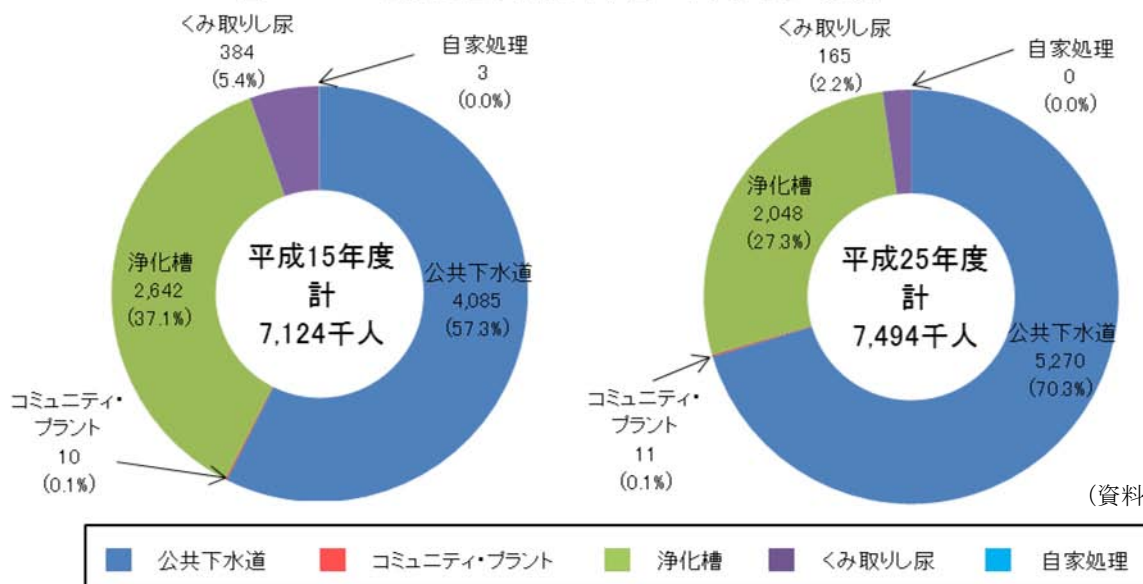
(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+ 「直接搬入ごみ量」+ 「集団回収量」)) × 100
 (注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
 (資料) 環境部調べ

(3) し尿の処理

平成 25 年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理が 70.3%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）による処理が 27.3%、コミュニティ・プラント（地

域し尿処理施設）による処理が 0.1%、くみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）が 2.2%で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は 97.8%となっています（図 8-1-4）。

図 8-1-4 し尿処理の内訳（単位：千人、人口割合）



(資料) 環境部調べ

3 産業廃棄物【資源循環推進課】

平成 25 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理

による減量化量、資源化量及び埋立処分量は前年に比べ増加しています（図 8-1-5）。

図 8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



(資料) 環境部調べ

4 各種リサイクル法【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、平成12年6月に**循環型社会形成推進基本法**が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たしうる役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律**（以下本章において「容器包装リサイクル法」という。平成12年4月1日完全施行）に基づき「**愛知県分別収集促進計画（第7期）**」（計画期間：平成26年度～30年度）を平成25年12月に策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における平成25年度の市町村分別収集の状況は**表8-1-1**のとおりです。

県内の平成25年度における分別収集量は179,011トンと、前年度の178,956トンと比べ0.03%の増加となっています。

表8-1-1 容器包装の分別収集状況（平成25年度）

		分別収集計画量 (トン)	分別収集実績量 (トン)	計画達成率 (%)	実施市町村数
ガラスびん	無色	21,003	19,988	95.2	54
	茶色	16,085	14,947	92.9	54
	その他	8,525	8,998	105.5	54
ペットボトル		18,865	17,912	94.9	54
その他のプラスチック製容器包装		65,195	60,133	92.2	49
スチール缶		11,450	9,440	82.4	54
アルミ缶		4,232	3,982	94.1	54
段ボール		32,912	23,775	72.2	53
紙パック		1,675	1,069	63.8	50
その他の紙製容器包装		19,299	18,767	97.2	24
計		199,241	179,011	89.8	—

（注）分別収集計画量は愛知県分別収集促進計画（第6期）による。

平成26年3月末市町村数＝54市町村

（資料）環境部調べ

(2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

特定家庭用機器再商品化法（以下本章において「家電リサイクル法」という。平成13年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引き取り及び製造業者等への引渡し並びに製造業者等によるリサイクルを義務づけています。対象家電としては、テ

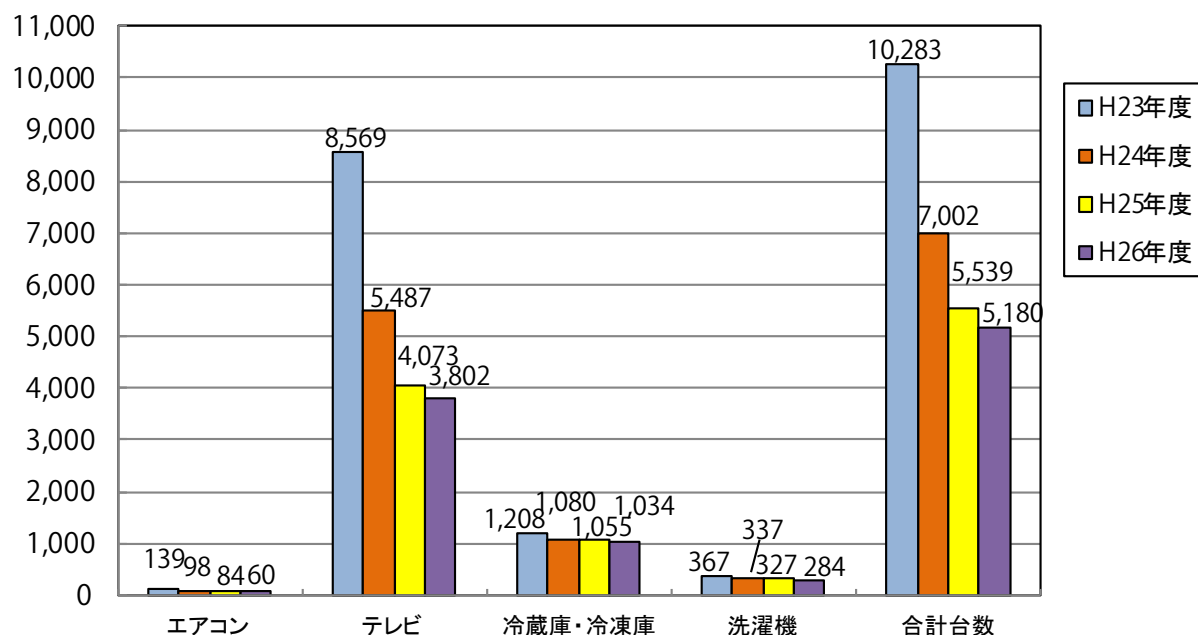
レビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

家電リサイクル法の施行により、これら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリサイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近4か年の不法投棄台数は**図8-1-6**のとおりです。平成23年度にテレビの不法投棄が増加したのは、地上デジタル放送への完全移行により、ブラウン管テレビの不法投棄が増加したことが要因と考えられます。

なお、不法投棄問題に対しては、平成 21 年から、一般財団法人家電製品協会により、廃家電の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事

業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が始まっており、平成 27 年度においては、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、犬山市、小牧市、日進市及び知多郡武豊町で行われています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



(資料) 環境部調べ

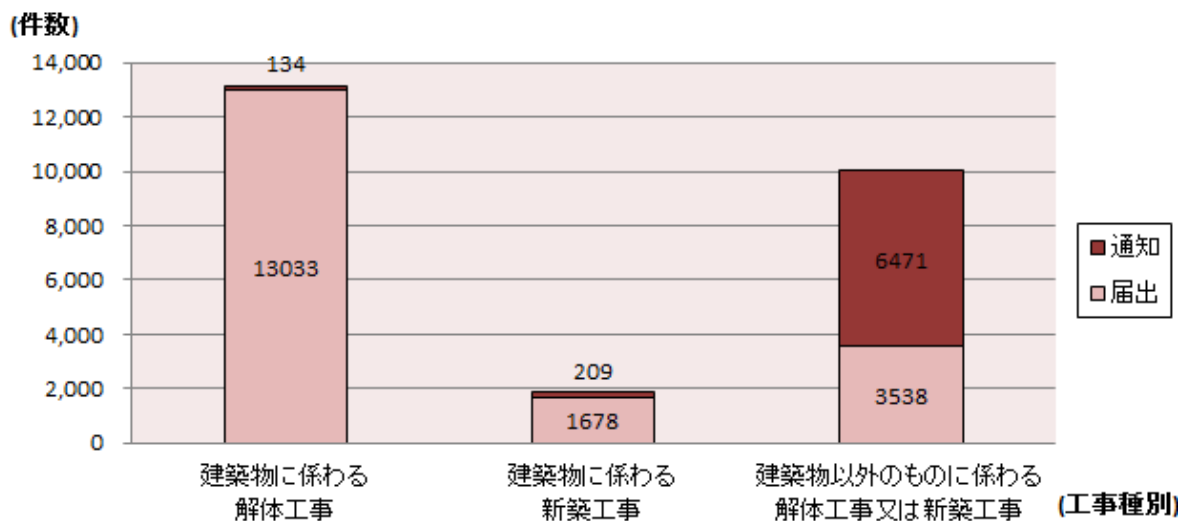
(3) 食品リサイクル法【食育推進課】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下本章において「食品リサイクル法」という。平成 13 年 5 月 1 日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

(4) 建設リサイクル法【住宅計画課、建設企画課】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本章において「建設リサイクル法」という。平成 14 年 5 月 30 日完全施行）に基づき、建築物等を解体する場合には分別解体及び再資源化が義務づけられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務づけられています（平成 26 年度の本県内の届出・通知件数は図 8-1-7 のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（平成 26 年度）



(資料) 建設部調べ

(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。平成 17 年 2 月 1 日完全施行）に基づき、使用済自動車に関

する引取業又はフロン類回収業を行う者については知事等への登録が、また、解体業及び破砕業を行う者については知事等の許可が必要です。平成 26 年度末での登録・許可件数は表 8-1-2 のとおりです。

表 8-1-2 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	計
愛知県	669	313	167	26	1,175
名古屋市	427	116	22	9	574
豊橋市	152	51	22	10	235
岡崎市	87	41	13	4	145
豊田市	91	34	10	4	139
計	1,426	555	234	53	2,268

(注) 平成27年3月末現在、いずれも5年で更新が必要。

(資料) 環境部調べ

(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下本章において「小型家電リサイクル法」という。）が、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

小型家電リサイクル法は、金、銀などの貴金属やリチウム、コバルトなどのレアメタルを多く含む使用済小型家電の多くが、リサイクルされることなく、

廃棄物として処分されているため、その再資源化を促進するため制定されたものです。

制度の概要は、一般家庭などで使用済となった携帯電話やデジタルカメラ等(制度の対象は28品目)を市町村や小売業者が分別収集し、国が適正なリサイクルを行うことができる者として認定した事業者(認定事業者)等に引き渡すことに努めるものです。

第2節 廃棄物・資源循環に関する施策

1 資源循環型社会の形成【資源循環推進課】

良好な環境を維持し持続可能な社会を実現していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の排出抑制と適正な資源循環を促すことにより、環境への負荷ができるだけ低減された資源循環型社会を構築することが不可欠です。

もとより資源循環型社会の形成は、社会経済システムやライフスタイルの根幹にかかわる問題ですが、とりわけ本県は、活発な経済活動が営まれているモノづくり県であり、企業の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に積極的に取り組むことが必要です。

本県においては、近年、事業者等が廃棄物をリサイクル・リデュースしようとする機運が高まり、廃棄物のリサイクル率は全国平均のそれを大きく上回っています。

(1) 新・あいちエコタウンプランの推進

本県では、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な設置を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりを推進することを目的に、平成16年9月に「あいちエコタウンプラン」(旧プラン)を策定し、様々な取組を行ってきました。

その後、同プランの策定から8年が経過し、社会情勢の変化やリサイクルの進展に応じて生じた様々な課題・障壁の顕在化など、プランに掲げた取組が時代に適合しない事態が生じました。このため、これまでの取組の検証をするとともに、今後おおむね5年間に取り組むべき施策の方向性及びその内容について、有識者、行政関係者などで構成する愛知県エコタウン推進会議における審議・検討を経て、改訂案を作成し、平成24年10月に経済産業省及び環境省の承認を受け、「新・あいちエコタウンプラン」(新プラン)

として策定しました。

新プランでは、法の趣旨及び廃棄物処理計画の内容と整合性を保ちつつ、地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設等の設置や未利用資源の活用によって得られた新たな製品やエネルギーの地域内循環を促進することを目的としており、循環ビジネスの普及・振興等の手法を用いて、その具体化を図っています。

旧プランは、産・学・行政の交流・連携と事業者間の協働によって、新しい、高付加価値型の循環ビジネス創出の促進に取り組むことを基本に据えてきました。新プランでも、この流れを踏襲した上で、生み出されたビジネスが採算性を確保しつつ継続的に発展することに重点を置くとともに、循環ビジネスと既存の製造業とが社会経済システムの中でしっかりと結びつきながら、互いに需要を喚起しあう、「環境と経済が好循環するモノづくり県のさらなる発展」をめざすことを基本理念としています。

新プランに掲げる各施策は、産学行政の連携・協働の拠点である「あいち資源循環推進センター」において推進しています。また、業界団体等と連携して実施する循環ビジネス創出会議等を効果的に活用しています。

なお、新プランでは、各施策について目標と進行管理のための指標を定めており、愛知県エコタウン推進会議において、進捗状況と成果を検証するとともに、今後の取組みの方向性を検討しています。

これらにより、消費者・事業者・行政が一体となった総合的な社会的なシステムを持つ資源循環型社会の構築を目指しています。

循環ビジネスの発掘と創出のための支援

1. 循環型社会形成推進のための体制づくり
 - ① あいち資源循環推進センターの運営
2. 循環ビジネスに関する情報の提供
 - ① 循環ビジネス創出会議の充実
 - ② 資源循環情報システムの設置及び内容の充実
 - ③ 廃棄物の新たな用途創出の促進
3. 環境学習に関する情報の整備・充実
 - ① 「あいち環境塾」の開催
 - ② 環境学習に関する情報の整備・充実



あいち環境塾



循環ビジネス創出会議

循環ビジネスの事業化のための支援

1. 循環ビジネスの事業化支援に関する取組の充実
 - ① 環境ビジネスに関する情報の整備・充実
 - ② 循環ビジネスの事業化に係る新規立地に対する支援
2. 税財政面からの支援
 - ① 循環型社会形成推進事業費補助金の活用及び充実
 - ② 税財政面からの各種優遇制度の活用



資源循環情報システム



循環型社会形成推進
事業費補助金対象設備

円滑な事業継続のための支援

1. 技術・製品等のPRや販路拡大への支援
 - ① エコタウン施設（事業・製品）への認定
 - ② メッセナゴヤ等企業展示会の場を活用した中小企業の環境ビジネスの発信
 - ③ 「愛知環境賞」の充実及び効果的運用
2. 技術・製品等に対する評価・認定制度の充実
 - ① 愛知県リサイクル資材評価制度の効果的運用
 - ② リサイクル製品に関する新たな認証制度の創設の検討
3. 環境経営・環境技術支援の実施



企業展示会



愛知環境賞

法令制度の効果的運用等による支援

1. 廃棄物関係法令及び各種特例制度の効果的運用
 - ① 再生利用個別指定制度の活用促進
 - ② 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法制度の効果的運用
 - ③ 構造改革特区制度の活用
2. 様々な団体との連携、協働
 - ① 業界団体等との連携、協働
 - ② 市町村等との連携、協働

ゼロエミッションの推進

1. 「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進
2. 循環型社会形成推進事業費補助金の効果的活用



あいちゼロエミッション・
コミュニティ構想

（２）新・あいちエコタウンプランに基づく具体的取組

ア あいち資源循環推進センターの運営

資源循環型社会の形成を推進するための産・学・行政の連携・協働拠点として、あいち資源循環推進センターを県庁西庁舎１階に設置しています。

同センターでは、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識や経験を持つ**循環ビジネス創出コーディネーター**を民間からの派遣により配置し、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行うなど様々な事業を展開しています。

平成 23 年度からは、循環ビジネス創出コーディネーターを東三河地区にも配置し、当地区における循環ビジネスの発掘・創出に取り組んでいます。

なお、センターに併設する展示コーナーではエコタウン事業などの PR も行っています。



あいち資源循環推進センター



センター併設展示コーナー

イ 循環ビジネス創出会議の開催

本県における産業技術の集積を活かした先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図るため、県は、循環ビジネス創出会議を開催しています。会議には、技術専門家である有識者のほか、公募により多くの民間企業等が参加しています。

平成 26 年度は、「木質バイオマス活用ビジネスの現状と展望」、「公共施設等を活用した循環ビジネスの展望」をテーマとしたビジネスセミナーの実施や、環境先進企業の見学会、環境ビジネスの事業化やビジネスパートナーとのマッチングに関する個別相談会など、延べ 5 回開催しました。



循環ビジネス創出会議（ビジネスセミナー）



循環ビジネス創出会議（企業見学会）

ウ 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度（循環型社会形成推進事業費補助金）等の運用

県は、平成 18 年度から、産業廃棄物税を財源として、先導的で効果的なリサイクル事業の事業化に要する経費の一部を補助しています。また、平成 23 年度には、先導的な排出抑制施設の整備事業及び廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する事業に対する補助制度を新たに追加しました（補助制度の内容は、表 8-2-1 のとおり）。

平成 26 年度は、リサイクル関係施設整備事業

に 1 件、排出抑制関係施設整備事業に 4 件、地域ゼロエミッション関係施設等整備事業 1 件、市場調査など循環ビジネスの事業化検討（フィージビリティ・スタディ）に対する補助（循環ビジネス事業化検討事業）に 6 件の合計 12 件の事業に対して補助を行いました（表 8-2-2）。

また、資源循環を推進する先導的で効果的なリサイクル施設や事業を「エコタウン施設」として認定し、「新・あいちエコタウンプラン」に位置づけ、各種の支援を行っています。

表 8-2-1 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度の内容

区 分	リサイクル関係施設整備事業	排出抑制関係施設整備事業
対 象 事 業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係施設の整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係施設の整備事業
対 象 経 費	・工事費 ・設計費 ・設備費 ※ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外	
補 助 率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内	
限 度 額	5,000 万円	

区 分	地域ゼロエミッション関係施設等整備事業	循環ビジネス事業化検討事業
対 象 事 業	廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する効果的なシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる施設の整備及びコンソーシアム（協議会）の活動事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業（フィージビリティ・スタディ）
対 象 経 費	・工事費 ・設計費 ・設備費 ・活動費 ※ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外	・調査費 ・研修・指導費 ・調査委託費
補 助 率	中小企業：1/2 以内 大企業：1/3 以内	
限 度 額	5,000 万円	300 万円

表 8-2-2 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助実績（平成 26 年度）

区分	事業主体	事業の名称
リサイクル関係施設整備事業	(株) グリーンアローズ中部	未利用資源を用いた防じん固化材の製造
排出抑制関係施設整備事業	(株) ダイワエクセル	精密膜装置を活用しためっき排水中の亜鉛濃度の低減及び余剰汚泥の削減
	(株) タケヒロ	ダッシュサイレンサーの製造工程で発生するフェルト端材の再生利用
	トーヨーメタル(株)	鉄スクラップに付着した未利用資源の高度選別
	三河畜産工業(株)	旋回噴流式オゾン酸化法による工場排水の汚泥排出抑制
地域ゼロエミッション関係施設等整備事業	あいち耕畜食の資源循環協議会	耕畜食ネットワークによる循環資源の高付加価値化事業
循環ビジネス事業化検討事業	(株) エイゼン	家庭系生ごみのステーション回収による武豊町リサイクルループ構築検討事業
	(有) サンメンテナス工機	研削加工液の循環濾過システム構築検討事業
	(株) セキ	高分子の結晶を利用したグリストラップ汚泥の分離及びペーパースラッジの高炉利用検討事業
	(株) 大一油脂	動物性油脂及び固体油脂の燃料化検討事業
	豊田通商(株)	未利用の焼却炉排熱の有効利用検討事業
	フジムラインベント(株)	水熱処理による高タンパク未利用資源（害獣及びその加工残渣）の液状肥料化検討事業

エ 愛知環境賞の選定

県は、平成 16 年度から「愛知環境賞」を設け、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰しています。

この制度は、環境に関する〈技術・事業〉、〈活動・教育〉の取組について、先駆性・獨創性、資源循環や環境負荷低減の効果、社会全体の環境行動促進に向けた啓発・波及効果やアピール度、行政施策との連携や協働可能性などの観点から、県、有識者、マスコミ、産業界の方々

が審査し、表彰するものです。また、この賞は、実施済みの事業や活動に対して評価を行うだけでなく、計画段階にあるものも取り上げてその実現を支援しようという特色を持ち、県は、この表彰制度を活用して、企業や団体の資源循環に対する取組の促進と意識啓発を図っています。

平成 26 年度は、金・銀・銅賞、中日新聞社賞、名古屋市長賞及び優秀賞を合わせて 14 件を選定した他、ノーベル物理学賞の受賞に貢献したとして、豊田合成（株）に特別賞を授与しました（表 8-2-3）。

表 8-2-3 愛知環境賞受賞者一覧（平成 26 年度）

賞の種類	受賞者	受賞名称
特別賞	豊田合成（株）	省エネルギー（低炭素）社会の実現に向けた青色LEDの事業化
金 賞	日本ガイシ（株）	N A S 電池電力貯蔵システム
	（株）不二機販	世界初の金属成品の表面改質熱処理に画期的なW P C 処理技術を活用した大幅なCO ₂ 削減
銀 賞	三菱レイヨン（株）豊橋事業所	省エネルギー型MBR（メンブレンバイオリアクター）の開発
銅 賞	（株）豊電子工業	革新的な高周波誘導加熱電源の開発による省エネルギーの達成
中日新聞社賞	豊田市立土橋小学校	ハード整備（エコ改修）とソフト対策（環境教育）を融合させた「環境学習型エコスクール」を目指して
名古屋市長賞	（株）チップトン	研磨石の消耗を大幅に減らした世界初の「高効率次世代型バレル研磨機」
優秀賞	愛知県立愛知商業高等学校	都市型養蜂を活用した多面的な視点（「環境」「経済」「社会」）で取り組むE S D
	（株）エム・イー・ティー	未利用有機物のマテリアルリサイクルを可能にする活性炭製造装置の開発
	角文（株）	「持続可能な環境経営」～社会貢献と事業の両立をめざして～
	（株）河村工機製作所	省エネ・省スペースを実現した「R P 専用機」によるステンレス板巻パイプ製造
	（有）サンメンテナンス工機	“業界初” 作動油、各種加工液の濾過技術開発によるリユース化（廃油ゼロ化、新油の使用大幅削減）
	豊川宝飯地域農業研究・普及協議会	地域の未利用資源を活用した食品残さ飼料化プロジェクトによる高品位な豚肉生産
	（株）豊建	投資負担を軽減した、既築建築物の愛知県初テイラーメイド型、ネットZ E B （ゼロ・エネルギー・ビル）化事業
	ユニー（株）	かけがえのない地球を守る環境にやさしいお買い物～ユニーのE S D～



平成 26 年度愛知環境賞特別賞

オ あいち資源循環ナビの運用

あいち資源循環ナビ（正式名称：資源循環情報システム）は、循環ビジネスの振興及び発掘・創出に資する情報を整備することを目的としています。

このシステムは、①県内における廃棄物の排出情報やリサイクル事業の実施状況などを提供する「資源循環情報データベース」、②本県における資源の消費量、廃棄物の発生量及びその循環利用量を分かりやすく表示する「物質フロー解析」、③子どもが保護者とともに楽しみながら資源循環について学ぶことができる「資源循環学習ゲーム」、④先駆的で効果的な資源循環や環境負荷低減に関する技術や活動などを募集し、表彰を行う「愛知環境賞」のこれまでの受賞事例の紹介などを行っている「愛知環境賞紹介サイト」の4つの機能で構成されています。

平成26年度は、より利用しやすくリニューアルするとともに、より親しみやすいサイトになるよう、「あいち資源循環ナビ」と愛称を定めました。



資源循環情報システム
(システム HP <http://aichi-shigen-junkan.jp/>)



子供向け資源循環学習ゲーム
「ゴミキチ・パコロ劇場」

カ あいち環境塾の開講

産業技術の集積や豊かな自然環境などの愛知の「資源」を活用した持続可能な社会づくりに向け、県は、「ビジョン」と「こころざし」を持つ人材を企業、大学、行政などの分野において育成するため、平成20年度から「あいち環境塾（塾長：愛知県副知事）」を開講しています。

この塾は、講師陣に大学、研究機関、マスコミ等の分野で活躍する第一線の方々を迎え、講義、ディスカッション等を通して塾生が互いに切磋琢磨し、持続可能社会の形成という目標を共有する仲間づくりができるクリエイティブな場を目指しています。

平成26年度は1泊2日の合宿を含む全15日間のカリキュラムを20名の塾生が受講し、全員が卒塾しました。また、ESD ユネスコ世界会議の開催を契機とした「持続可能な社会の実現に向けて私たちができること」をテーマとする「あいち環境塾 特別公開講座」を開催しました。

なお、卒塾後の活躍の場としては、NPO 法人 AKJ 環境総合研究所があり、同法人では、卒塾生有志の方が中心となり、持続可能な社会を形成することを目的として活動しています。



あいち環境塾でのグループワークの様子



「あいち環境塾 特別公開講座」の様子

キ あいちの環境ビジネス発信事業の実施

メッセナゴヤなどの大型展示会において、県が展示ブースを確保し、資源循環を始めとする愛知県の取組の紹介を行うとともに、県内の企業・グループに対し出展の募集を行い、優れた環境技術や3R製品をPRすることで、愛知の

環境力の発信及び出展者の宣伝力・広報力の強化を図ることとしています。

出展企業にとっては、県による出展料や出展準備のサポート、業界全体の動向把握、自社製品等の市場性判断、企業の宣伝力・広報力向上などのメリットがあります。

クローズアップ

循環ビジネス創出コーディネーターが活躍しています

県では、新たな循環ビジネスの発掘・創出、事業化及び事業継続に関する支援を行うため、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識や経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を民間からの派遣により、愛知県西庁舎1階のあいち資源循環推進センターに3名、豊橋市の豊橋サイエンスコアに1名を配置しています。

コーディネーターは、循環ビジネスの事業化を検討している事業者への技術指導や経営相談、大学や研究機関の研究者との仲介や斡旋などを行っており、平成26年度は延べ315件の相談がありました。

また、相談業務と合わせて、先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討や施設の整備に対して補助を行う循環型社会形成推進事業費補助金の活用や、中小企業が環境ビジネスをPRできる大型展示会（メッセナゴヤ、エコプロダクツ等）への出展、資源循環や環境負荷低減に関する優れた取組事例を表彰する「愛知環境賞」への応募等を事業者呼びかけるなど、循環ビジネス支援のための総合的な窓口となっています。



あいち資源循環推進センターでの相談業務の様子



あいち資源循環推進センター併設展示コーナーの紹介



企業に出向いた相談業務の様子

製造業の裾野が広い本県には、優れた環境技術を有する企業が多く立地しています。県では、これらの企業が持つ 3R 製品、資源循環・省エネ技術等を広く宣伝し、環境ビジネスの振興を図るため、平成 24 年度から大型展示会において、県内企業の出展支援を行っています。

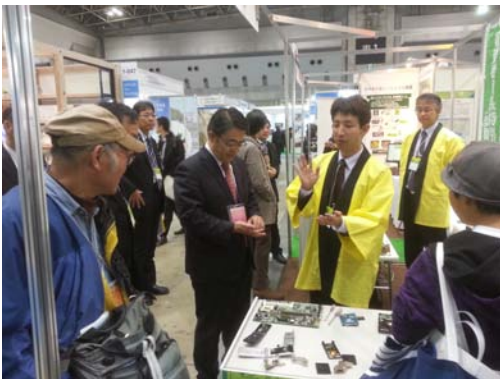
本事業では、愛知県が出展ブースの確保及び全体的なブース製作を行うことで、共同で出展する企業の出展料及びブース製作に係る負担等を軽減し、企業の P R のサポートを行っています。

平成 26 年度は、「愛知環境賞」を受賞した企業も含め、3 会場で延べ 42 社の出展支援を実施するとともに、モノづくり県である本県の環境ビジネスの振興を図りました。

【平成 26 年度の出展実績】

名称	ものづくり博 2014 in 東三河	
会期	10 月 31 日(金)～11 月 1 日(土)	
場所	豊橋市総合体育館	
出展者数	10 社	
来場者数 (会場全体)	約 17,000 人	

名称	メッセナゴヤ 2014	
会期	11 月 5 日(水)～11 月 8 日(土)	
場所	ポートメッセなごや	
出展者数	23 社	
来場者数 (会場全体)	約 66,000 人	

名称	エコプロダクツ 2014	
会期	12 月 11 日(木)～12 月 13 日(土)	
場所	東京ビッグサイト	
出展者数	9 社	
来場者数 (会場全体)	約 161,000 人	

(3) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

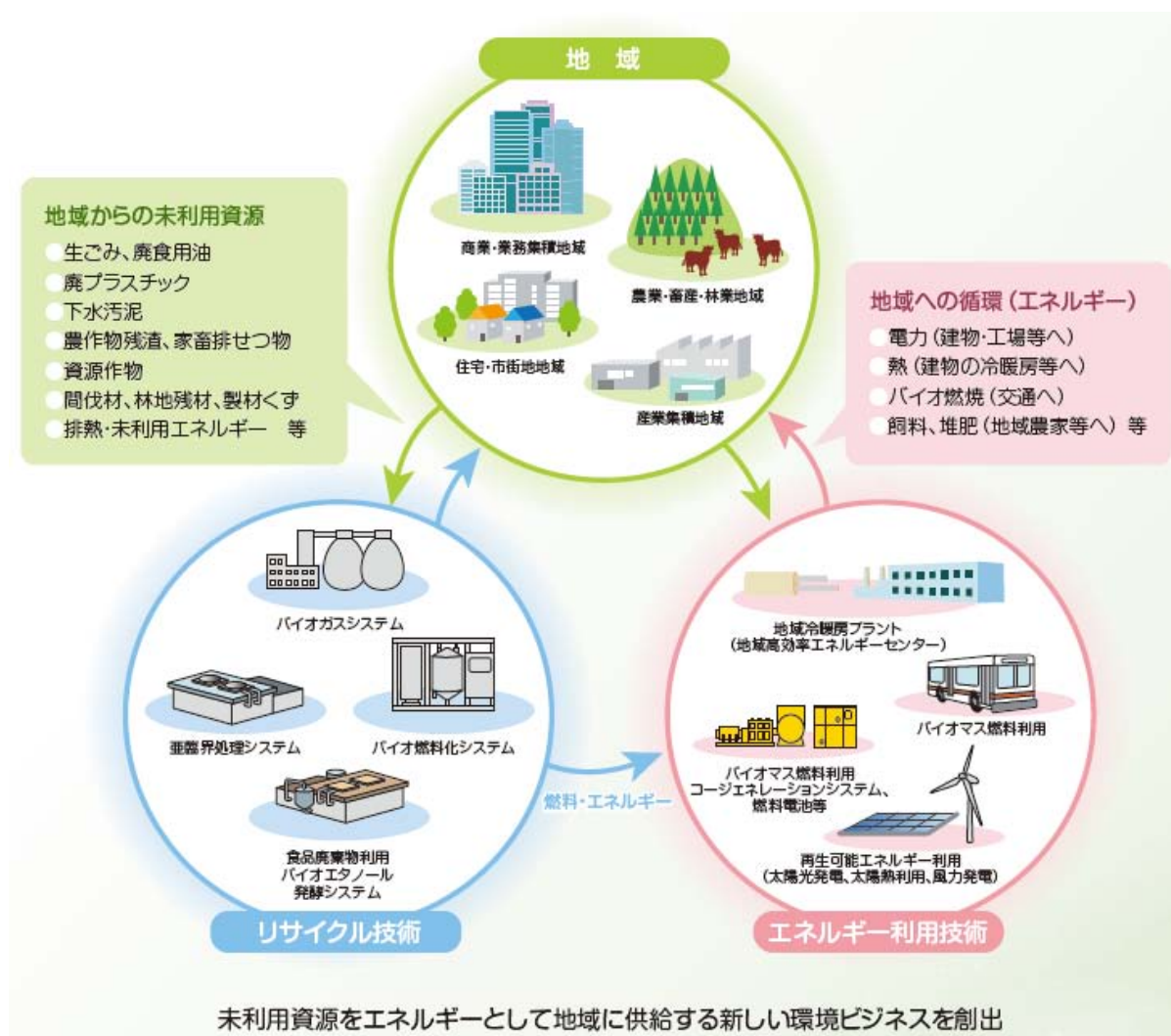
ア 構想の概要

県は、県内各地域の未利用資源を地域内で循環活用する新たな社会システムの確立を目指す全国初の構想として、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成19年3月に策定しました（図8-2-2）。この構想は、経済活動や日常生活の場である「地域」において、住民や企業、大学、行政などの協働により、環境と産業と暮らしが調和する持続可能社会を実現しようとするものです。愛知万博では来場者の協力を得て会場内ゼロエミッションが実現されまし

たが、本構想の原点は、この万博の理念と成果を継承し、本県のもつ環境・産業・暮らしの高いポテンシャルを活かすことにあります。

本構想を推進することで地域の廃棄物やバイオマス資源、自然エネルギーを未利用資源としてとらえ、県がプロデューサーとなって、これらを地域の特性に応じリサイクル技術やエネルギー技術と有効に結びつけて地域内循環を進める新しい環境ビジネスを検討、創出していきます。そして、これを県域全体に広げ、地域の環境保全、産業振興、快適で安心な暮らしの実現を目指していきます。

図8-2-2 あいちゼロエミッション・コミュニティ構想のイメージ図



(資料) 環境部作成

イ 構想の実現に向けた事業モデルの事業化検討

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進を通して地域が自立的に持続可能性を高めていくためには、地産地消を前提とし、地域の特性を活かした事業を実施していく必要があります。そのため、構想では地域特性に応じた先導的な9つの事業モデルを用意しており、平成25年度に事業化検討した「農業・畜産業の

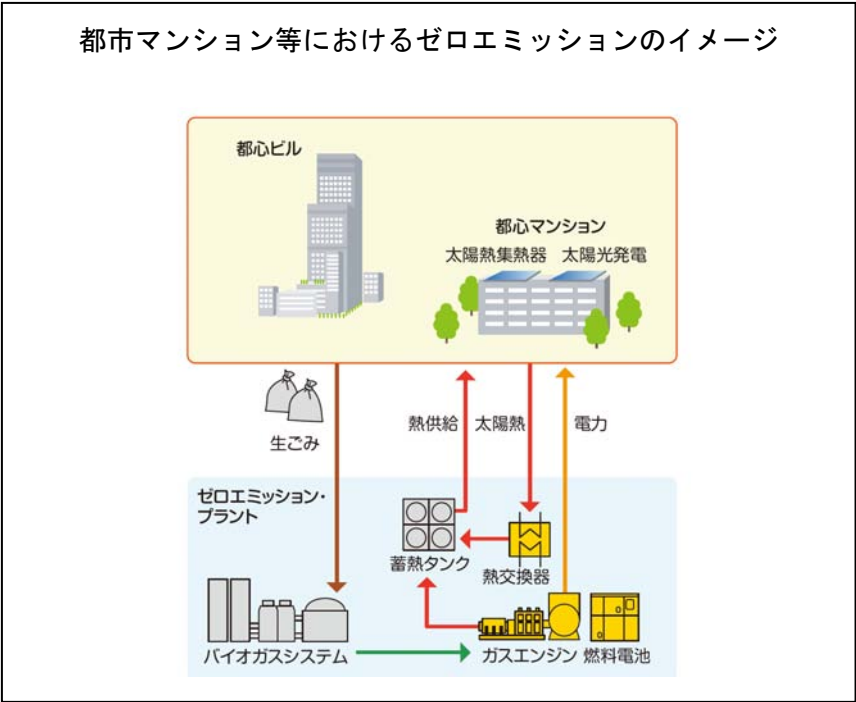
バイオマス利用ネットワーク」構想事業について、循環型社会形成推進事業費補助金を活用し、耕畜食ネットワークによる循環資源の高付加価値化事業として、事業化を実現しました（図8-2-3）。

平成26年度は、「都市マンション等におけるゼロエミッション」、「工場等排熱の有効利用」及び「食品廃棄物等のバイオマス多目的利用」について事業化を検討しました。

図 8-2-3 平成 25 年度の事業化検討を踏まえ実現した事業

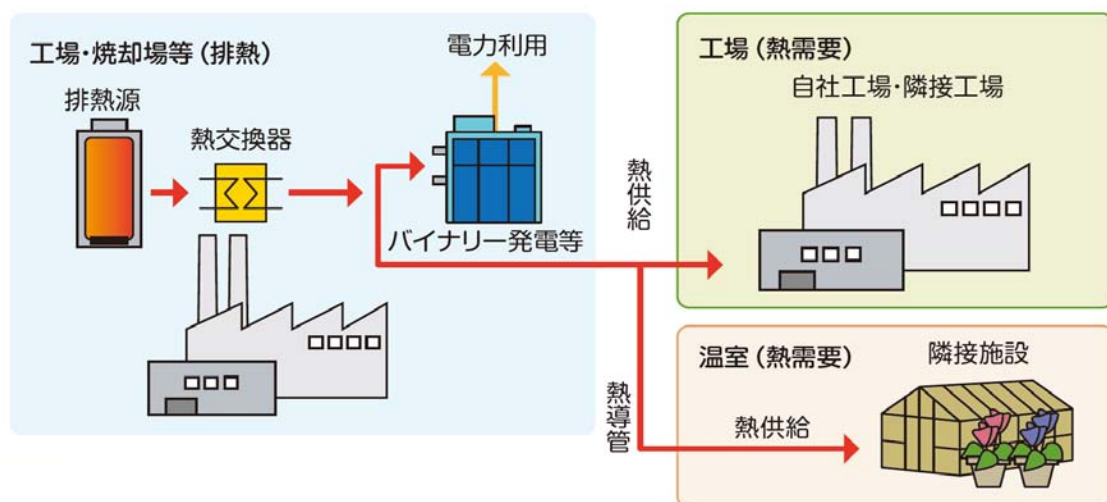
事業者（所在地）	事業の名称
あいち耕畜食の資源循環協議会 （名古屋市中川区山王 4-7- 21 ）	耕畜食ネットワークによる循環資源の高付加価値化事業
事業概要： 「吸引通気式堆肥化施設※」を用いて、畜糞尿と食品循環資源から高品位の堆肥を製造し耕種農家で活用するとともに、飼料化できる食品循環資源については、「液状飼料化施設」で麹発酵等により液状飼料化し、畜産農家で活用するという持続性の高い資源循環のネットワークを構築する。 <pre> graph LR A[畜糞尿] --> B[吸引通気式堆肥化施設] C[食品循環資源] --> B C --> D[液状飼料化施設] B --> E[堆肥] E --> F[耕種農家] D --> G[液状飼料] G --> H[畜産農家] </pre> ※ 吸引通気式堆肥化施設・・・堆積させた堆肥の下部から空気を吸引することで、堆肥に空気を送り込み、臭気の拡散を低減できる堆肥化施設	

図 8-2-4 平成 26 年度に事業化を検討した事業モデル

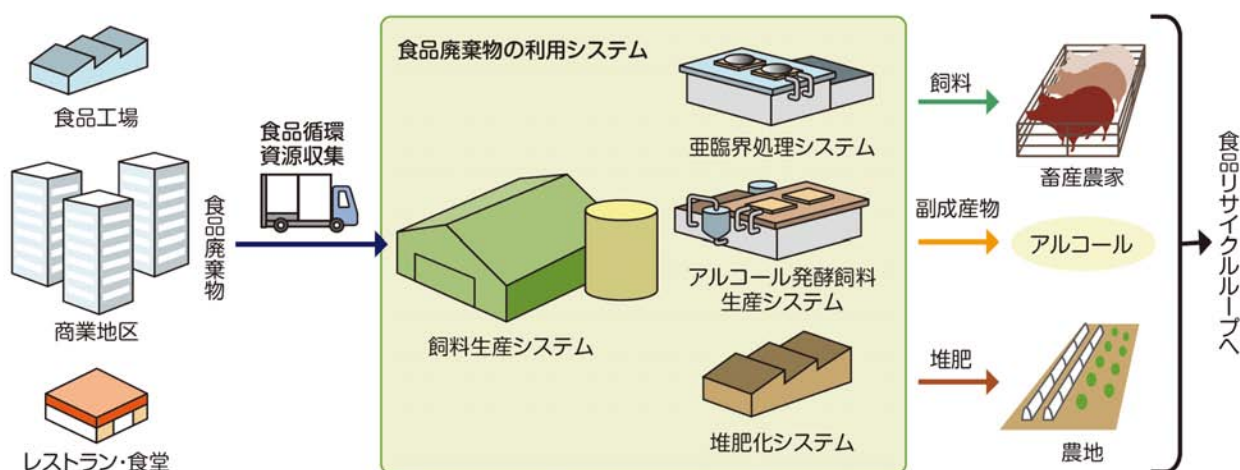


（資料）環境部作成

工場等排熱の有効利用のイメージ



食品廃棄物等のバイオマス多目的利用のイメージ



(資料) 環境部作成

2 愛知県廃棄物処理計画の推進【資源循環推進課】

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。同計画の中で定められた廃棄物の減量化目標の達成に向け、県民、事業者、市町村、県等がそれぞれの立場で積極的な取組を進めています。

平成24年3月に、前計画（平成19～23年度）の計画期間の終了に伴い、新たな計画（平成24年度～28年度）を策定し、減量化の数値目標を

定めました（表8-2-4、図8-2-5、図8-2-6）。

県は、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最終的に廃棄物になるものは適正に処理するという方針のもとに、環境への負荷の低減に配慮した「循環型社会」の形成を目指して、毎年度、計画の進捗状況を的確に把握するとともに、目標の達成に向け、計画に掲げた施策の着実な推進に努めています。

表 8-2-4 愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）による減量化目標

- 廃棄物の排出量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 9 %削減し 254 万 1 千トン、産業廃棄物は約 6 %削減し 1,545 万 3 千トンとする。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量（一般廃棄物の一年間の全排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて換算した量）は、平成 20 年度に対して約 12%削減し、720 g とする。
- 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約 26%、産業廃棄物について約 68%とする。
- 最終処分量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 23%削減し 23 万トン、産業廃棄物は約 18%削減し 95 万 4 千トンとする。

図 8-2-5 一般廃棄物の減量化目標と処理実績

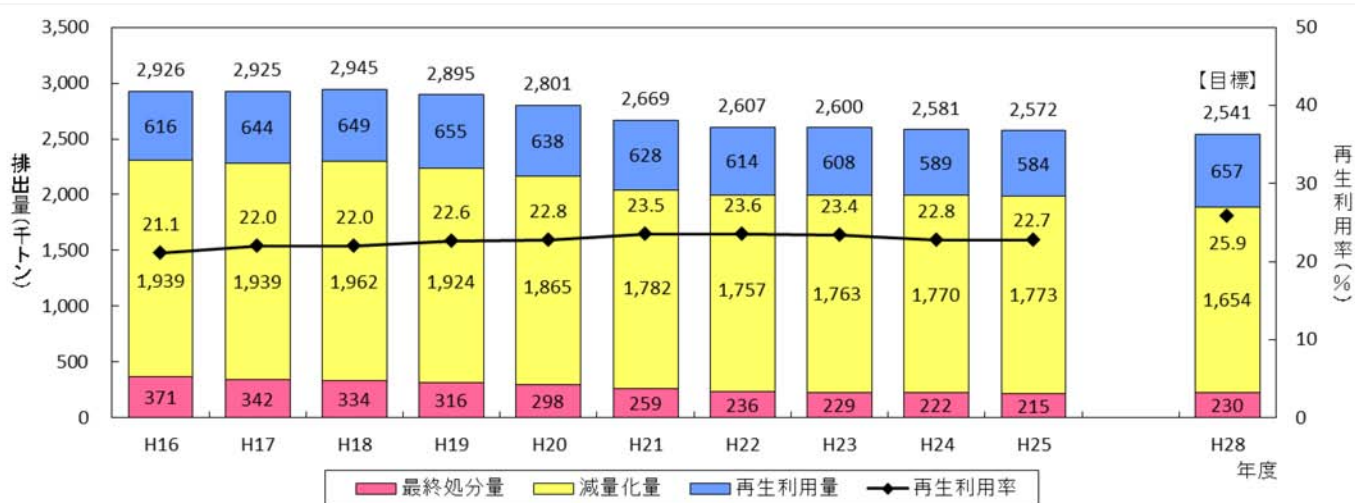
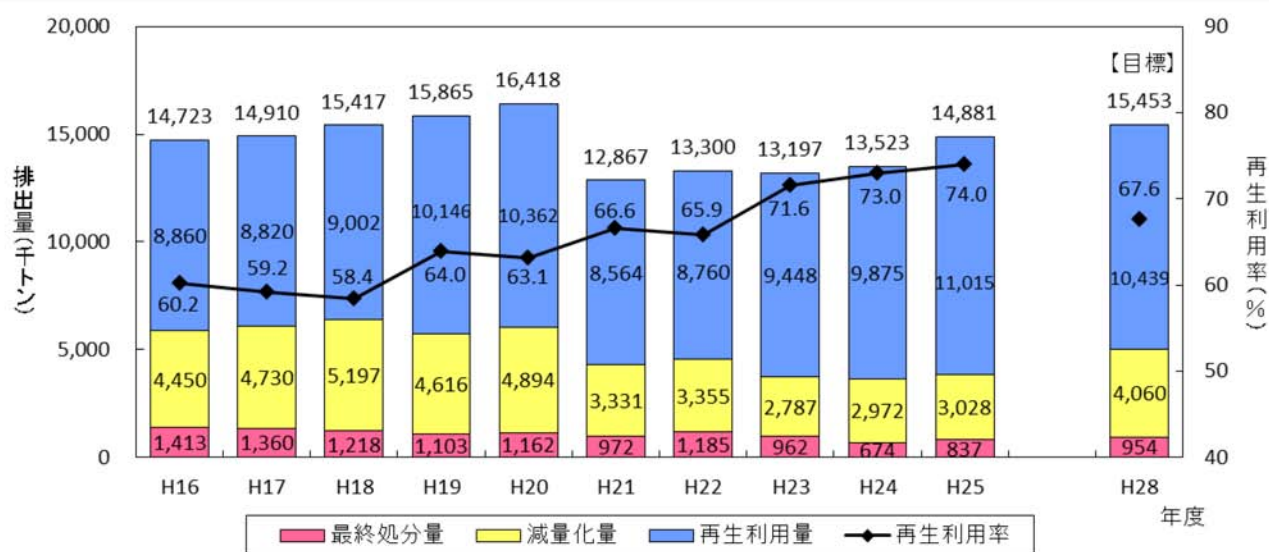


図 8-2-6 産業廃棄物の減量化目標と処理実績



3 一般廃棄物【資源循環推進課】

(1) 一般廃棄物の処理

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

また、市町村や一部事務組合が一般廃棄物処理施設（焼却炉、し尿処理施設等）を整備する際には、国の交付金（循環型社会形成推進交付金）の窓口として監督・指導を行っています。

さらに、市町村や一部事務組合等が設置している一般廃棄物処理施設に対しては、立入検査を実施し、適正な維持管理を指導しています。

(2) 空き缶などごみ散乱防止対策

県は、空き缶等ごみの散乱防止の普及啓発を目的とした**空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例**に基づき、毎年5月30日から6月5日までを「ごみ散乱防止強調週間」と定め啓発活動を行っており、平成26年度は、同週間中に金山総合駅や豊橋駅、豊田市駅等県内8か所において街頭啓発キャンペーンを実施しました。その他に、運転免許試験場来場者やトラック運転者に対する啓発資材の配布、県庁舎周辺の清掃活動を実施しました。

(3) 放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関と連絡会議を開催するとともに、一斉パトロール、県民や事業者への啓発、放置されやすい場所への未然防止対策を内容とする「**放置自動車対策推進キャンペーン**」を市町村等と協力して毎年実施しています。平成24年度からは、放置自動車の撲滅を図るため、2月を「放置自動車ゼロ推進月間」と定め、パトロール等を強化し、実施しました。

平成26年度に市町村等が処理した放置自動車は828台でした。



放置自動車の撤去状況

(4) 一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団体、女性団体、労働団体、県内市町村等110団体（平成27年6月23日現在）で構成する**ごみゼロ社会推進あいち県民会議**と連携・協力しながらごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組んでいます。県民会議では、「**ごみゼロ社会推進あいち大会**」や研修会等を実施するとともに、県民会議の中に、①ごみ減量化対策、②ごみ再資源化対策、③不法投棄対策の三つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。

中でも、リデュースの重要な取組として県内全域でレジ袋削減運動を展開しており、平成19年11月にレジ袋削減に取り組む小売店を認定する「**レジ袋削減取組店制度**」を開始するとともに、平成20年2月に開催した「**ごみゼロ社会推進あいち県民大会**」において「**愛知県民脱レジ袋宣言**」を行いました。また、レジ袋削減の取組の一つとして、市町村ごとに地域の小売店とレジ袋の有料化協定を結ぶことが広がっており、平成27年6月23日現在で、県内全体で284店舗がレジ袋削減取組店に登録するとともに、45市町村が1,896店舗とレジ袋有料化協定を締結しています。

(5) 海岸漂着物対策の推進

海岸には日々、流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。

こうした現状を踏まえ平成21年7月に「**美し**

く豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が制定されました。

この法律に基づき、県では、平成22年10月に海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うために、民間団体、関係行政機関及び学識者で構成する「愛知県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、平成23年8月には、この協議会における議論を経て、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町及び美浜町内の10海岸を重点区域として定め、海岸漂着物対策を重点的に推進しています。なお、平成27年度には、この計画を改定し、豊橋市、常滑市、知多市等の9海岸を重点区域として追加指定しました。

また、県では平成25年度に、国の平成24年度第1次補正予算において創設された地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）約1億8千5百万円を受け入れ、海岸漂着物対策を推進するための「海岸漂着物対策推進基金」を造成しました。この基金を活用し、平成25・26年度には海岸漂着物の回収・処理や市町への財政支援を行い、1,006.5tの海岸漂着物を回収するとともに、海岸漂着物の現状やその発生を抑制するための取組を学ぶ環境学習プログラムを作成し、県の3箇所でのモデル事業を実施し、合計270人に参加いただきました。

なお、伊勢湾及びその流域圏における海岸漂着物対策に連携して取り組むため、平成26年度には、愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市で構成する「海岸漂着物対策検討会（平成24年4月設置）」において、NPOが主催する海岸清掃への参加や、海岸漂着物対策に関する国への提言活動などを行いました。

4 産業廃棄物

（1）産業廃棄物の処理【資源循環推進課】

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の処理は事業者が自ら行うほか、廃棄物処理法に基づき知事等から産業廃棄物処理業の許

可を受けた者にその処理を委託することとされています。県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、廃棄物処理法に基づき、施設、申請者の能力及び経理的基礎等の面から審査を行い、現地の調査も行った上で、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

（2）産業廃棄物の減量化及び資源化【資源循環推進課】

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、排出事業者及び処理業者に対する説明会等を実施するなど、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物の場合は50トン）以上である事業所を設置している多量排出事業者については、法に基づき提出することとされている産業廃棄物処理計画に関する指導を通して、産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

（3）排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督【資源循環推進課】

ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員（警察官OB）を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県はあいち産業廃棄物適正処理推進会議を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事業者、処理業者などと連携して対策を進めています。更に、本庁に愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を、各県民事務所等に地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域における情報の収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会に情報提供を依頼しています。

また、不法投棄専用ファクシミリ（052-953-7776）や電子メール(junkan@pref.aichi.lg.jp)により情報の収集に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

イ 立入検査・指導

平成26年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ6,724件実施しました（図8-2-7）。このうち、277件の不適正な事例については改善勧告などにより適正処理に向けた指導を行いました。また、欠格要件に該当した処理業者等に対する許可の取消しを14件行いました（表8-2-5）。

また、6月と11月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」と定め、中間処理業者や最終処分業者への一斉立入検査を行い、manifestの適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼き

などを行っている者に対しては、適正処理するための指導を行いました。



立入検査の状況

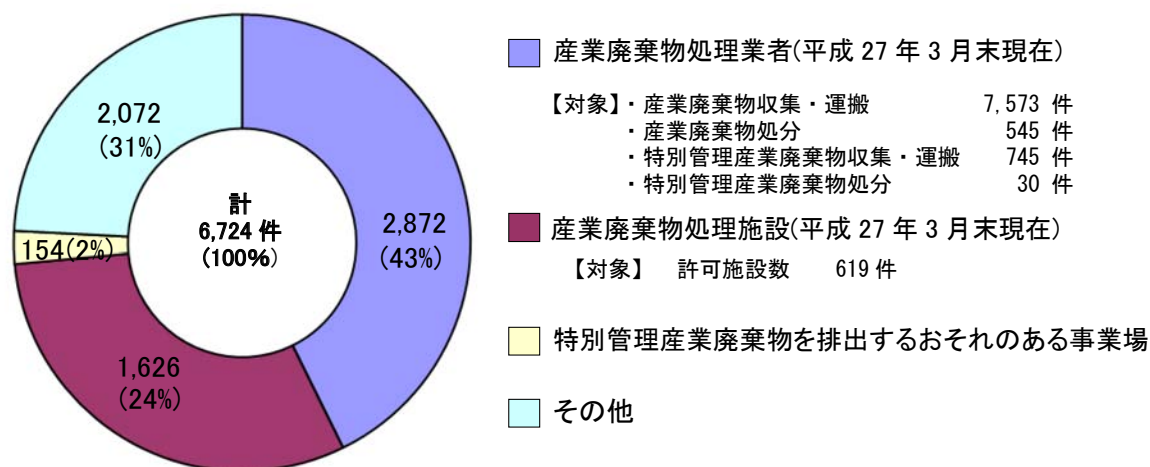
表 8-2-5 行政指導及び行政処分件数

区分		年度		
		24	25	26
行政指導	改善勧告	22	28	22
	指導票の交付	380	331	255
	合 計	402	359	277
行政処分	業・施設の許可取消	15	14	14
	措置命令	0	0	0
	業・施設の停止命令	2	7	0
	改善命令	3	2	0
	合 計	20	23	14

（注）名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

（資料）環境部調べ

図 8-2-7 産業廃棄物処理業者等への立入件数（平成26年度）



（注）名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

（資料）環境部調べ

6月の「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」の一環として小型無人飛行機（ドローン）を用いた産業廃棄物の保管状況の確認を行いました。

確認した現場は、産業廃棄物が過剰に保管されており、地上からの状況把握が困難であったことから、ドローンにより上空からの撮影を行いました。撮影した画像により、保管場所全体の状況を把握し、事業者の指導等に活用しました。

今後も、こうした様々な監視活動により、不法投棄等の産業廃棄物の不適正な処理を抑止していきます。



撮影に使用したドローン



確認作業の様子

ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、**廃棄物処理法**による規制に加え、県は、**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**に基づき、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場所の届出等、種々の義務を課しています。

また、**愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱**に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基

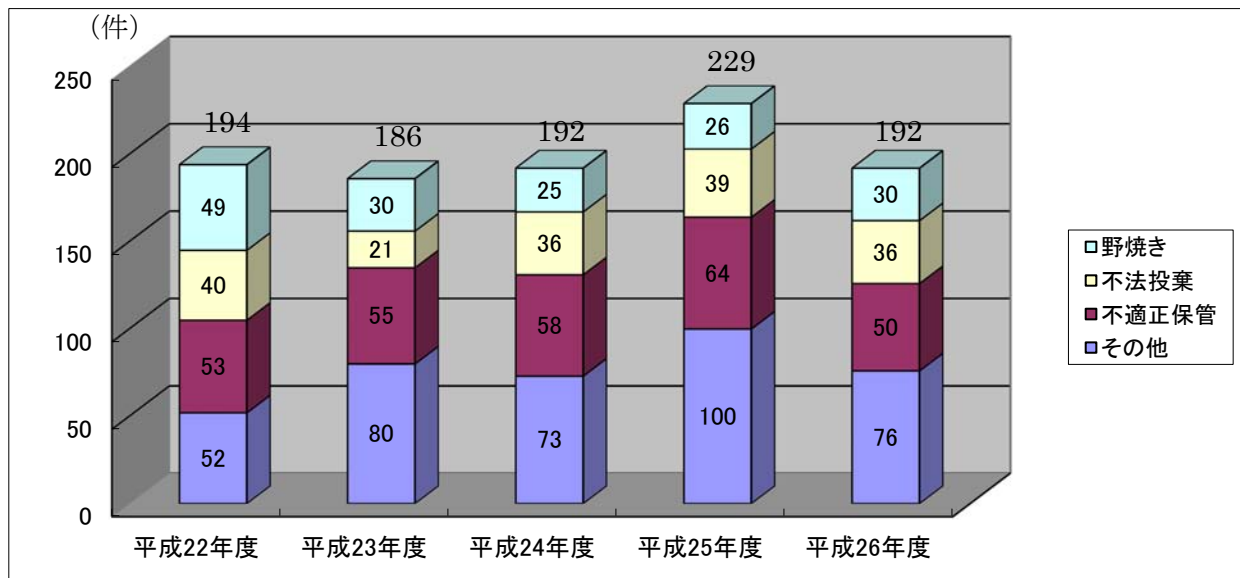
準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行っています。

エ 産業廃棄物に係る苦情件数

平成26年度に県に寄せられた苦情件数は192件で、その内訳は、野焼きが30件、不法投棄が36件、不適正保管が50件、施設の維持管理不良等のその他が76件でした。

平成25年度と比較すると、「野焼き」の項目で件数が増加しました（図8-2-8）。

図 8-2-8 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。
(資料) 環境部調べ

(4) 産業廃棄物処理業者の優良化の促進【資源循環推進課】

平成22年の「産業廃棄物処理法」の改正により、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が新設されました。平成23年4月1日の施行後、平成27年3月末現在で151事業者が認定を受けています。

これは、遵法性や事業の透明性、また、財務体質の健全性など、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。なお、優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が5年から7年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、処理を委託する排出業者に対する説明会の開催や、認定業者の県ウェブページへの掲載を行っています。

また、認定された業者をより一層PRしていくため、優良産業廃棄物処理業者がその旨を容易に示すことができるよう、県、県内政令市及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が連携し、優良認定業者である旨のPR用ステッカーを平成25年4月に作成しました。



優良認定業者のPR用ステッカー

(5) マニフェスト制度の推進【資源循環推進課】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理業者に対してマニフェストを交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。この制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任を明確にすることで不法投棄を未然に防止するため導入され、平成10年からすべての産業廃棄物を対象としています。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があり、情報をすべて電子化し、オンライン上で運用できるようにした電子マニフェストは処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しくなるなど、その普及により更なる不適正処理の防止につながる効果が期待されます。

また、電子マニフェストを利用する場合、事業者が行うこととされているマニフェストの保存や交付実績の報告を国が指定する情報処理センターが代行するなど事務の合理化が図られています。

このため、県は、マニフェストを多く交付している事業者で構成される業界団体に対して電子マニフェストの啓発を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

平成27年6月末の本県における電子マニフェストシステムの加入状況は8,294事業所で、全国の124,539事業所の約7%を占めています。

（6）産業廃棄物税の活用【資源循環推進課、税務課】

県は、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収を3Rの促進、最終処分場の設置促進等に活用する産業廃棄物税制度を導入し、**愛知県産業廃棄物税条例**を平成18年4月1日から施行しています。

条例では、施行後5年を目途に検討することとなっており、平成27年度は平成22年度の検討に続いて、2度目の検討を行う年度であるため、**愛知県産業廃棄物税検討会議**において、税の導入による効果を検証し今後のあり方を検討しました。その結果、現行の税制度の存続に一定の理解が得られていること、税の目的に合致した特色ある充当事業が適切に実施されていること、産業廃棄物税が再生利用量の増加や最終

処分量の減少に一定の効果をあげていることが認められ、今後とも、より一層産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用量の増加や最終処分量の減少を推し進める必要があることから、現行税制度は枠組みを変えずに、引き続き施行していくことが適当と判断されたところです。

ア 産業廃棄物税の概要（図8-2-9）

- ・ 納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。
- ・ 納税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物1トンにつき1,000円（自らの産業廃棄物を自社の最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円）です。
- ・ 納税方法は、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入する「特別徴収方式」です。

イ 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物に関する諸課題の解決のため、県は、本県最初の法定外目的税として制度化されたこの税を、税収から徴税費を控除した額を産業廃棄物適正処理基金に積み立て、3Rの促進、最終処分場の設置の促進、産業廃棄物の適正処理の促進などの事業に、平成26年度は約5億1千万円を充てています（表8-2-6）。

図8-2-9 産業廃棄物税のしくみ

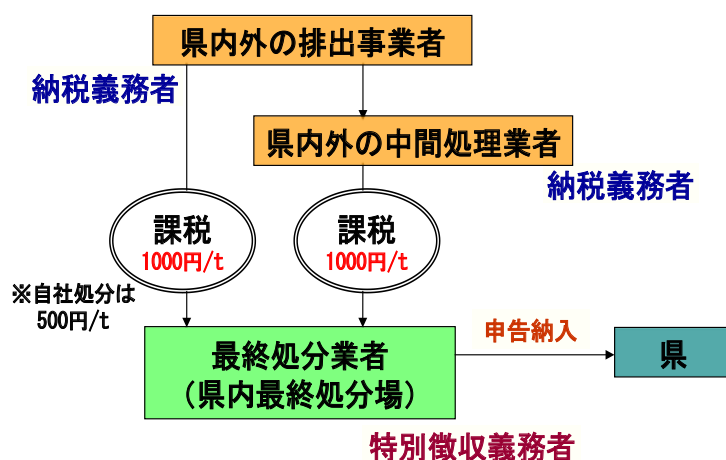


表 8-2-6 産業廃棄物税を活用して平成 26 年度に実施した事業

事業（充当額）	内 容
3 R の促進（産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進） （約 3 億 3 千万円）	・企業が取り組む先導的・独創的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助の実施 ・「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施 ・循環ビジネスの発掘・創出を目的とした循環ビジネス創出会議の開催 ・資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施 ・資源循環に関する様々な情報をインターネット上で提供する「あいち資源循環ナビ（資源循環情報システム）」の運営 ・持続可能な社会づくりに向け、ビジョンとところざしを持つ人材を育成する「あいち環境塾」の実施 ・県内各地域の未利用資源を循環的に活用して、持続可能な社会づくりに向け総合的に取り組む、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の事業化推進
最終処分場の設置の促進 （約 1 億円）	・広域最終処分場の円滑な推進を図るための連絡・調整 ・衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の近隣に設置される武豊町地域交流施設（仮称）の整備に対する補助の実施
産業廃棄物の適正処理の促進 （約 8 千万円）	・不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施 ・産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の開催 ・廃棄物処理法に規定する県内の政令市 4 市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助の実施 ・再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査
合計（約 5 億 1 千万円）	—

5 リサイクル・未利用資源の利活用

（１）容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

平成 25 年 12 月には、容器包装リサイクル法に基づき**愛知県分別収集促進計画（第 7 期）**（計画期間：平成 26 年度～30 年度）を策定しました（表 8-2-7）。

県は、この計画に基づき、県内市町村の分別

収集状況の把握や市町村に対する情報提供や技術的支援等を行うとともに、県民には、詰め替え可能な商品の購入（グリーン購入）や市町村が行う分別収集への協力を、事業者には、リサイクルが容易な製品作りや簡易包装等を呼びかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図っています。

表 8-2-7 愛知県分別収集促進計画（第 7 期）

年度 区分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		収集 見込量(t)	市町 村数	収集 見込量(t)	市町 村数	収集 見込量(t)	市町 村数	収集 見込量(t)	市町 村数	収集 見込量(t)	市町 村数
ガラスびん	無色	20,687	54	20,580	54	20,464	54	20,349	54	20,239	54
	茶色	15,483	54	15,401	54	15,308	54	15,225	54	15,136	54
	その他	8,679	54	8,634	54	8,585	54	8,536	54	8,487	54
その他の紙製容器包装		16,050	45	16,743	45	17,407	45	18,052	45	18,674	45
ペットボトル		17,641	54	17,632	54	17,604	54	17,588	54	17,559	54
その他のプラスチック製容器包装		61,501	50	62,476	50	63,418	50	64,295	50	65,134	50
スチール缶		9,475	54	9,375	54	9,275	54	9,188	54	9,096	54
アルミ缶		4,382	54	4,389	54	4,388	54	4,402	54	4,405	54
段ボール		30,563	54	30,773	54	30,981	54	31,195	54	31,371	54
紙パック		1,432	54	1,431	54	1,434	54	1,435	54	1,439	54
計		185,893	—	187,434	—	188,864	—	190,265	—	191,540	—

（注）計画策定時の平成 25 年度の県内市町村数は 54 である。

（２）家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなものとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

（３）食品リサイクル法【食育推進課】

県では、食べ物の無駄はもとより、調理するときのエネルギーや、野菜くずなどによる自然環境への影響にも意識を払い、環境に優しい食生活を実践するため、食育のポータルサイトである「食育ネットあいち」で、「無駄な買い物をしない」、「食材を最後まで使い切る」などの家庭でできる食品ロス削減術などを紹介しています。

（４）建設リサイクル法など【住宅計画課、建設企画課】

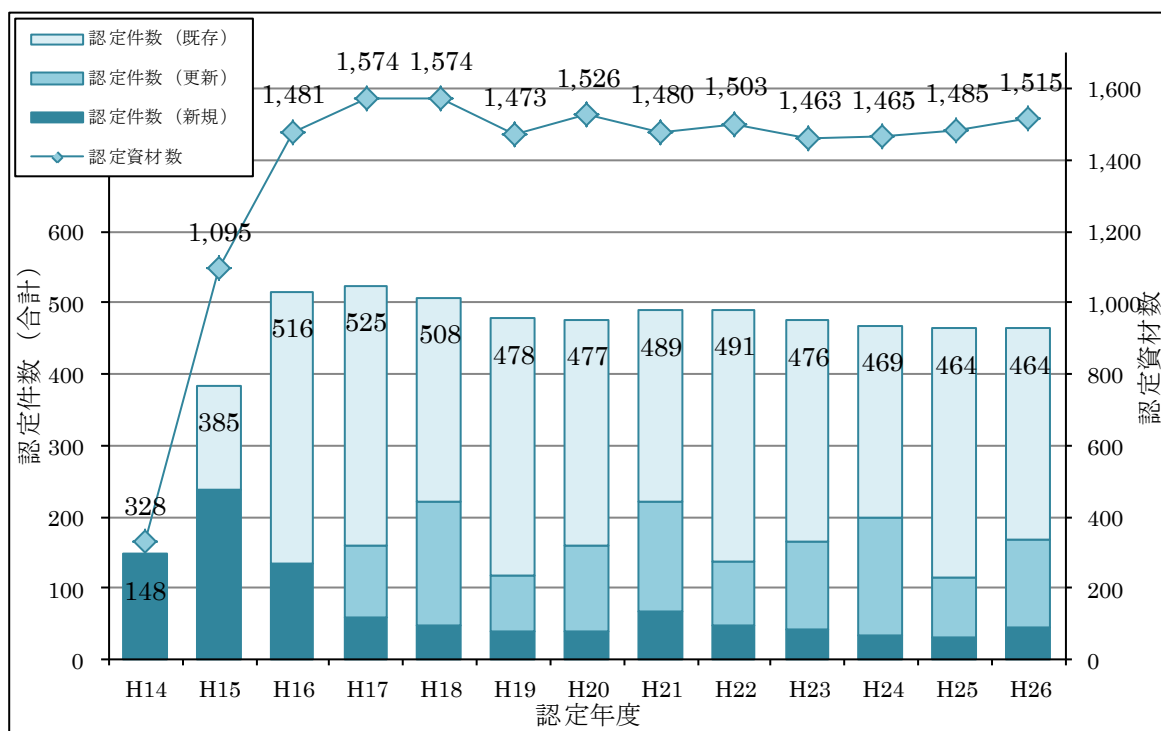
法律に基づく建築物の分別解体計画の届出等の審査業務のほか、建設副産物の適正な処理を啓発するため、県は、県内一斉パトロールを始め日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進しようと、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる（愛知県リサイクル資材評価制度）」を設けています。

現在 26 品目に関して評価基準を設けており、認定件数は 23 品目 464 件 1,515 資材です(平成 27 年 3 月末現在)。

平成 26 年度の県発注工事において使用された主なあいくる材は、アスファルト混合物、路盤材、プレキャストコンクリート製品等であり、合計約 44 万 7 千トンの再生資源が原料として使われました。このように、廃棄物を再利用することにより、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化に寄与しています。

図 8-2-10 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



（資料）建設部調べ

（５）自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者などの関係者に対し、使用済自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。

また、盗難自動車の不正輸出を防止するとともに、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、自動車の解体事業場に対して愛知県警察等と連携して合同立入を実施しています。

（６）小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

県内の約半数の市町村では、従来から使用済小型家電を回収し、リサイクルが行われていましたが、その多くは鉄やアルミニウムなどでした。

県としては、市町村へそれぞれの実情に合った効率的な回収方法などの情報提供に努めるとともに、県民へ制度の周知を図り、小型家電リサイクル法の制度の定着を推進しています。

また、環境省では、市町村が中心となった使

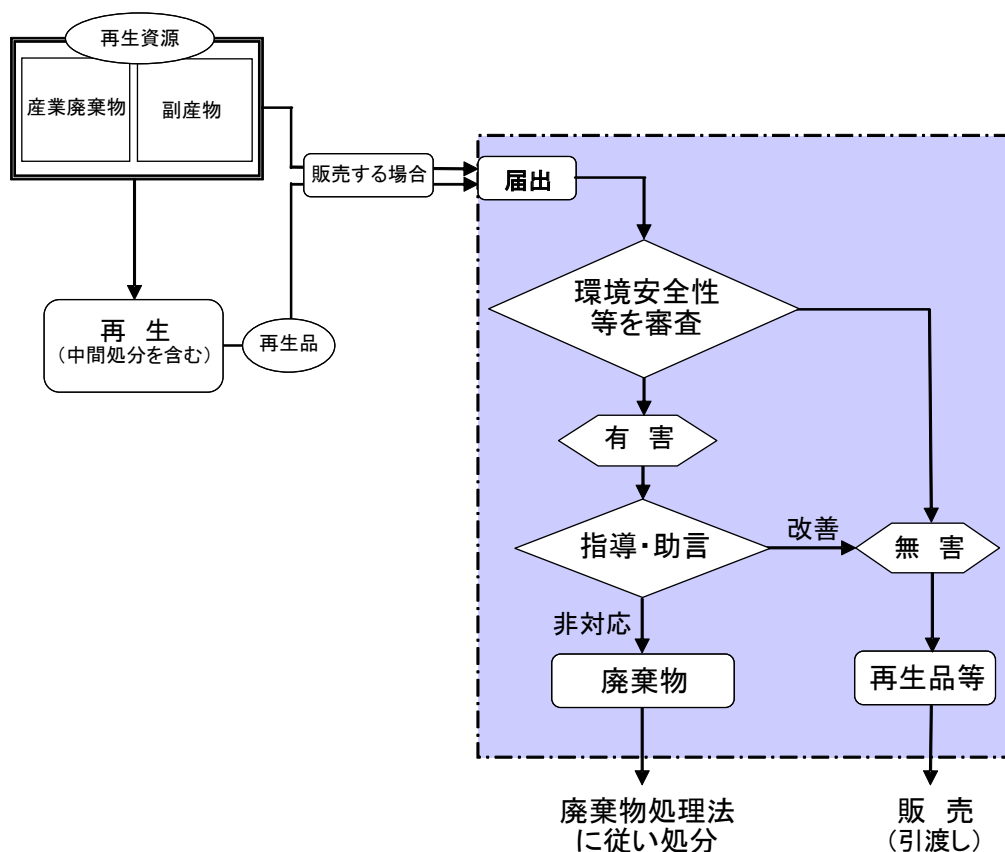
用済小型家電の回収体制を構築するため、社会実証事業を行っています。この実証事業に、本県では、平成 25 年度は、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、犬山市、稲沢市、清須市及び大治町が、平成 26 年度は、蒲郡市、田原市及び北名古屋市が採択されています。

（７）再生資源活用審査制度【資源循環推進課】

県は、平成 20 年 4 月に策定した「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物等から製造された再生品等が市場に流通する前にその環境安全性を審査し、産業廃棄物の不適正処理の防止を図っています。

この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には事前に県へ届出することとされており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています（図 8-2-11）。この制度がスタートした平成 20 年 7 月から平成 27 年 3 月までに 689 件の届出が行われ、その環境安全性について確認しています。

図 8-2-11 再生資源活用審査制度の仕組み



（８）菜の花エコプロジェクトの推進【食育推進課】

「菜の花エコプロジェクト」は、菜の花を栽培し観光資源として活用しながら、その種から食用のナタネ油を搾り、更に、使用後は回収して石けんや軽油代替のバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルするとともに搾油時に出た油かすを肥料等として用いるという、環境負荷の低減と資源循環利用を図るための取組です。

県は、平成 17 年度からこのプロジェクトの啓発活動や推進組織の充実等に取り組み、県内で菜の花エコプロジェクトに関する活動に取り組んでいる団体・個人の自主的な情報交換や相互連携を支援するとともに、「いいともあいち運動」との連携を深め、菜の花エコプロジェクトの PR やナタネ油の利用拡大に向けた支援を行っています。

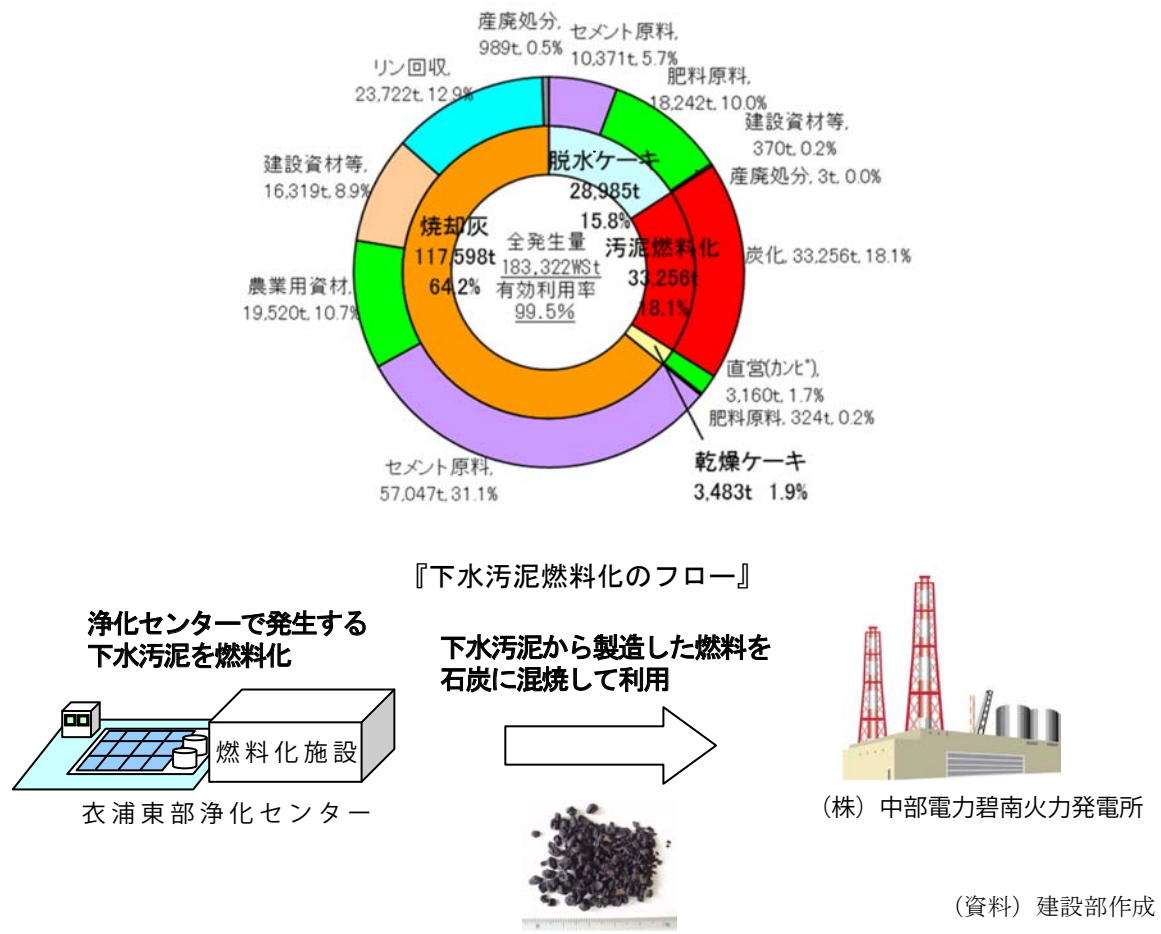
（９）下水汚泥の利活用【下水道課】

県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、平成 26 年度で約 18 万 3 千トンでした。下水汚泥はセメント・肥料原料などに利用しており、その有効利用率は 99.5%に達しています。社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え、今後も長期的かつ安定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っていく必要があります。

その一つとして県では、平成 24 年度に下水汚泥から炭化燃料を製造する施設を衣浦東部浄化センターに建設し、平成 26 年度は年間 2,628 トンの炭化燃料を製造しました。

製造された炭化燃料は、隣接する（株）中部電力碧南火力発電所で利用されています（図 8-2-12）。

図 8-2-12 愛知県流域下水道汚泥の利用状況



6 公共関与による最終処分場の確保【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)〔名古屋港南5区〕、(公財)豊田加茂環境整備公社

及び(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの3施設がありましたが(表8-2-8)、このうちアセックの名古屋港南5区処分場は平成21年度に埋立が終了し、(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの処分場は平成23年2月に埋立が終了しました。

このままでは産業活動や県民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、知多郡武豊町地先の衣浦港3号地で新たな広域最終処分場の整備を進め、平成22年7月に一部供用を、平成23年3月には全面供用を開始し、平成27年3月末現在、埋立処分事業の進捗率は18.7%となっています(表8-2-9)。

表 8-2-8 愛知県内の公共関与事例

名 称	(公財) 愛知臨海環境整備センター (アセック)	(公財) 豊田加茂環境整備公社	(一財) 衣浦港ポートアイランド 環境事業センター
組織			
設立年月日	昭和63年8月1日	平成元年1月31日	平成8年5月24日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円(6自治体) (うち 県60,000千円) 民間 109,250千円(48社)	100,000千円 公共 55,000千円(7自治体) ※合併により現在は2自治体 民間 45,000千円(90団体)	100,040千円 公共 70,040千円(18自治体) 民間 30,000千円(9団体)
廃棄物受入計画			
受入期間	平成4年3月～平成22年3月	平成4年4月～	平成11年2月～平成23年2月
受入廃棄物	産業廃棄物: 燃え殻始め10品目 一般廃棄物: 焼却残渣 (平成7年4月から)	産業廃棄物: 燃え殻始め12品目 一般廃棄物: 焼却灰 (平成9年4月から)	産業廃棄物: 燃え殻始め9品目 一般廃棄物: 焼却残渣、不燃物
受入地域	産業廃棄物: 県内全域 一般廃棄物: 尾張地域	産業廃棄物: 豊田市及びみよし市等 一般廃棄物: 豊田市及びみよし市	産業廃棄物: 碧南市始め5市4町 一般廃棄物: 碧南市始め10市8町
施設概要			
設置場所	知多市新舞子地先	豊田市御船町山ノ神地内	衣浦港2号地沖 (碧南市港南町地先)
面積	56.0ha	9.5ha	12.8ha
容量	491万m ³	149万m ³	103万m ³

表 8-2-9 衣浦港3号地廃棄物最終処分場事業の概要

項 目	内 容
事業主体	(公財) 愛知臨海環境整備センター (アセック)
所在地	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先
埋立面積	47.2ha
埋立容量	538万m ³
埋立廃棄物の種類	燃え殻、汚泥(有機性汚泥を除く)、廃プラスチック類、 産業廃棄物 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ダスト類など
一般廃棄物	焼却残渣
建設残土	土壌環境基準に適合するもの、その他
受入地域	県内全域
埋立期間	13年間

